

平成 25 年度

心とからだの健康推進運動

9月1日〜30日

いつも笑顔でいるために
心とからだの健診を！



9月は、厚生労働省「職場の健康診断実施強化月間」です。

定期健康診断の実施は、事業者の義務です。

定期健康診断を実施し、労働者の健康管理を進めましょう！

① 定期健診受診率の向上と 有所見率増加傾向に歯止め!!

定期健康診断実施結果

働く人の2人に1人は健康診断で
何らかの所見が指摘されています。
血中脂質、肝機能、血圧が有所見
御三家です。

健康診断における
有所見率
(全体)
52.7%
平成24年

【健診項目別の有所見率】



健康診断実施後の措置

【有所見率の推移】



有所見率の増加傾向に歯止めがかかりません。
このような状況を改善するため、有所見者に対する保健指導
を実施しましょう。

【健康診断実施の有無及び実施後の措置状況】

健康診断を実施した		88.3%
健診実施後の措置内容 (MA)	健診結果について医師からの意見聴取	40.6%
	健診結果に基づく就業上の措置の実施	29.1%
	健診結果の労働者への通知	95.5%
	保健指導の実施	38.2%

厚生労働省「平成22年度安全衛生基本調査」

② メンタルヘルス対策の推進!!

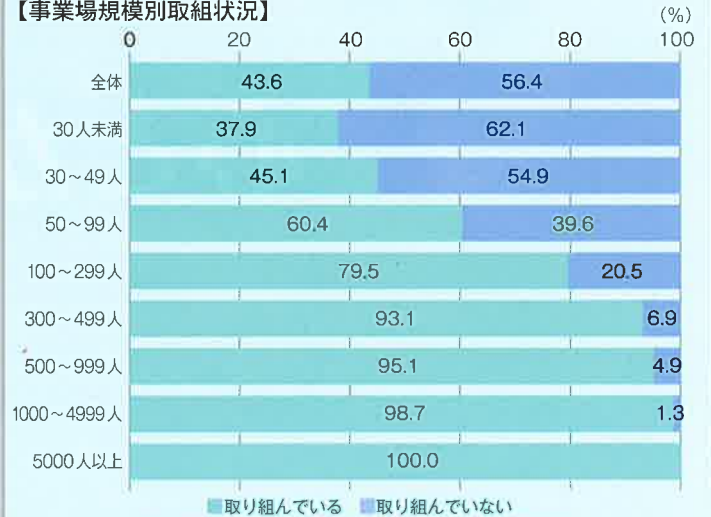
メンタルヘルス対策取組状況

メンタルヘルス対策に取り組む事業場は年々増加しています。



厚生労働省「労働者健康状況調査」

【事業場規模別取組状況】



事業場で取り組む4つのケア

厚生労働省は「職場メンタルヘルス指針」を策定・公表し、
事業場で取り組む4つのケアを示しています。

セルフケア (労働者による)	ラインによるケア (管理監督者による)	事業場内 産業保健スタッフ 等によるケア (産業医、 衛生管理者による)	事業場外資源 によるケア (事業場外の機関、 専門家による)
1. 教育研修・情報提供 ▶ 管理監督者を含むすべての労働者が対象			
2. 職場環境等(※)の把握と改善 ▶ メンタルヘルス不調の未然防止 (※)●作業環境、作業方法、労働時間、仕事の質と量 ●職場内のハラスメントを含む 職場の人間関係 ●職場の組織、人事労働管理体制 等			
3. メンタル不調への気づきと対応 ▶ メンタル不調に陥った労働者の早期発見と適切な対応			
4. 職場復帰における支援			

メンタルヘルス対策を支援する全衛連のサービス

- 1. ストレスチェック**
健康診断に併せてストレスチェックを実施。セルフケアに役立ててもらいます。
- 2. 面接指導**
ストレスチェックの結果、一定の方に医師等による個別面接指導を行います。
- 3. 職場改善支援**
ストレスチェック結果を踏まえ、職場ごとの改善すべき事項を分析・提供します。